

公立大学法人京都市立芸術大学非常勤講師就業規則

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成24年8月1日一部改正)

(平成25年3月26日一部改正)

(平成27年3月3日一部改正)

(平成30年3月19日一部改正)

(平成31年3月27日一部改正)

(令和4年9月27日一部改正)

(令和6年3月14日一部改正)

(令和7年10月1日一部改正)

目次

- 第1章 総則 (第1条～第6条)
- 第2章 人事 (第7条～第13条)
- 第3章 報酬及び費用弁償 (第14条～第23条)
- 第4章 服務 (第24条～30条)
- 第5章 勤務時間、休日及び休暇等 (第31条)
- 第6章 研修 (第32条)
- 第7章 損害賠償 (第33条)
- 第8章 安全及び衛生 (第34条、第35条)
- 第9章 出張 (第36条、第37条)
- 第10章 福利厚生 (第38条～40条)
- 第11章 災害補償 (第41条)
- 第12章 不服申立て (第42条)
- 第13章 雜則 (第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条及び公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第3条第2項の規定により、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）に勤務する非常勤講師の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「非常勤講師」とは、大学における教育又は研究に従事する者で、常時勤務を要しないものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、すべての非常勤講師に適用する。

(法令との関係)

第4条 非常勤講師の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令及び法人の諸規程に定めるところによる。

(規則の遵守)

第5条 法人及び非常勤講師は、この規則を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

(規則の周知)

第6条 法人は、この規則の内容及び趣旨の周知徹底を図るとともに、この規則を改廃した場合には速やかに非常勤講師に周知しなければならない。

第2章 人事

(勤務条件の明示)

第7条 法人は、非常勤講師の雇用に際しては、報酬、勤務時間、その他の勤務条件（以下「勤務条件」という。）を書面により明示する。

(雇用期間)

第8条 非常勤講師の雇用期間は、1年以内とする。ただし、次の各号に掲げる要件を備えている場合に限り、更新することができる。公立大学法人京都市立芸術大学が締結する有期労働契約の契約期間及び無期労働契約への転換に関する規程（以下、「有期労働

契約に関する規程」という。) 第5条に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した非常勤講師については、この限りではない。

(1) 雇用期間内の勤務実績が良好であること。

(2) 別に定める基準を満たすこと。

2 有期労働契約に関する規程第5条に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換した非常勤講師の雇用期間は年齢65歳に達した以後における最初の3月31日を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、法人は、次に掲げる非常勤講師のうち欠員の補充が著しく困難なものにあっては、1年を超えない範囲で期限を定め、引き続いて勤務させることができる。

(1) 国家資格を必要とするもの

(2) 特別な学識経験を必要とするもの

(3) 採用が困難なもの

(4) その他特別な事情があるもの

(解雇)

第9条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、当該非常勤講師を解雇する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、当該非常勤講師を解雇することができる。

(1) その職にふさわしくない非行のあった場合

(2) 勤務実績が良くない場合

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(4) 前3号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(5) 担当する授業が縮小又は廃止となり、当該授業の継続が見込まれない場合

(6) 担当する授業の履修登録学生が存在しない場合

(7) 事業活動の縮小その他法人の経営上やむを得ない事由がある場合

(8) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合

(9) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(解雇制限)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

ただし、療養開始後3年を経過した日において、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受け取ることとなった場合若しくは第9条第2項第6号に該当する場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 労基法第65条の産前産後の休業期間及びその後30日間

(解雇预告)

第11条 第9条の規定により非常勤講師を解雇する場合は、少なくとも30日前に当該非常勤講師に予告するか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日以上の解雇予告手当を支払う。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく解雇するものとする。

(1) 労働者の責に帰すべき事由がある場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けて当該事由に基づいて解雇をする場合

(2) 第9条第2項第6号に該当する場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けて解雇する場合

(退職後の責務)

第12条 退職した者又は解雇された者（以下「退職者等」という。）は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 退職者等は、法人から貸与された物品を速やかに返品しなければならない。

(退職証明書)

第13条 法人は、退職者等が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、証明すべき事項を限定して請求があった場合は、この限りでない。

(1) 勤続期間

- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇された場合にあっては、その事由を含む。）

第3章 報酬及び費用弁償

(報酬及び費用弁償)

第14条 非常勤講師には次に掲げる報酬を支給し、又は費用を弁償する。

- (1) 基礎報酬（勤務の対価として支給する報酬のうち、次号に規定する報酬以外で、次条に規定する報酬をいう。）
- (2) 特別報酬（正規の勤務時間を超えた勤務に対する対価として支給する報酬で、第16条に規定する報酬をいう。）
- (3) 通勤費用（通勤に要する費用で、第17条の規定により弁償する費用をいう。以下同じ。）

(基礎報酬)

第15条 非常勤講師の基礎報酬は、勤務した時間数に応じて支給するものとし、1時間当たりの基礎報酬の額は次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公立大学法人京都市立芸術大学教員選考基準（以下「選考基準」という。）第2条各号のいずれかに該当すると理事長が認める者 4,500円
- (2) 選考基準第3条各号のいずれかに該当すると理事長が認める者 4,000円
- (3) 選考基準第4条各号のいずれかに該当すると理事長が認める者 3,700円

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特別の事由があると認めるときは、月額又は日額により報酬を支給することができる。この場合における報酬の額は、理事長が定める額とする。

(特別報酬)

第16条 正規の勤務時間を超えて、又は休日等（休日及び勤務を要しない日をいう。以下同じ。）に、勤務することを命じられて勤務した非常勤講師に対しては、その勤務1時間につき、基礎報酬の額（別に定めるものを除く。）を1月平均の勤務時間数で除して得た額（以下「勤務1時間当たりの報酬額」という。）に、次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間で

ある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を特別報酬として支給する。

- (1) 休日以外の日における勤務 100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項第1号の規定にかかわらず、勤務時間の合計が1日につき7時間45分に達するまでの支給割合は、100分の100とする。

3 正規の勤務時間を超えて、又は休日等に、勤務することを命じられて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた非常勤講師に対しては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を特別報酬として支給する。

4 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた非常勤講師に対しては、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間当たりの報酬額の100分の35に相当する額を特別報酬として支給する。

(通勤費用)

第17条 交通機関を利用して通勤する者には、当該通勤に係る費用を支給する。ただし、勤務1日につき2,200円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条第2項に基づき基礎報酬が支給される者については、理事長が定める額を通勤に係る費用として支給する。

(報酬の支給方法)

第18条 報酬は、通貨で、非常勤講師に対して直接に、その全額を支払う。ただし、法令に別段の定め又は労基法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除することができる。

2 報酬は、非常勤講師の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 非常勤講師は、報酬の支給を受けたときは、口座振替以外の方法により支払を受けた金額に係る領収書に押印しなければならない。

(報酬及び費用弁償の支給期日)

第19条 報酬及び費用弁償の計算期間は、月の1日から末日までとし、その支給期日は、翌月の21日とする。ただし、支給期日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日

でない日を支給期日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特別の事情があるときは、支給期日を別に定めることができる。

(報酬の減額)

第20条 月額により基礎報酬を支給される非常勤講師が、勤務時間について勤務しないとき（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を減額して報酬を支給する。

(1) 1日の正規の勤務時間の全部について勤務しないとき（勤務した時間が1時間に満たない場合を含む。）。勤務しない日1日につき、基礎報酬（勤務実績に応じて支給されるものを除く。第2号において同じ。）の額をその月の勤務を要する日数で除して得た額

(2) 正規の勤務時間の一部について勤務しないとき（前号に規定する場合を除く。）。勤務しない時間1時間につき、基礎報酬の額を1月平均の勤務時間数で除して得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人京都市立芸術大学非常勤職員等の業務災害等に係る休業補償等に関する規程（以下「非常勤職員等補償規程」という。）第3条の規定に基づき休業補償を受けることができる場合において、非常勤職員等補償規程又はこの規則の規定により減額され、又は支給されないこととなる報酬の額が、労働者災害補償保険法第8条の2に規定する休業給付基礎日額に非常勤職員等補償規程第3条の規定により休業補償を受けることができる日数（その月に係る日数に限る。）を乗じて得た額（以下「労災補償相当額」という。）を超えることとなるときは、報酬から当該労災補償相当額を減額する。

(報酬の減額特例)

第21条 前条第1項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる理由により、勤務しないことについての所属長の承認を得た場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間に限り、報酬を減額しないことができる。

(1月平均の勤務時間数)

第22条 第16条、第20条第1項第2号及び第40条第7項に規定する1月平均の勤務時間数は、常勤職員における1月平均の正規の勤務時間数に非常勤講師の1週間当たりの勤務時間数を乗じて38.75で除して得た時間数とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(端数計算)

第23条 この規則の定めるところにより、報酬の支給額を計算し、又は給与を減額する場合において、これらの計算の基礎となる1日当たり又は1時間当たりの報酬の額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

2 この規則の定めるところにより、報酬の支給額を計算し、又は報酬を減額する場合において、これらの計算の基礎となる時間数に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間として計算する。

第4章 服務

(誠実義務)

第24条 非常勤講師は、法人の使命及び業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 非常勤講師は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務心得)

第25条 非常勤講師は、法令及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 非常勤講師は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、その指揮命令を受ける非常勤講師の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第26条 非常勤講師は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は職員全体の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(3) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

(4) 法人の敷地及び施設内（以下「学内」という。）で、法人の秩序又は規律を乱す行為をしてはならない。

- (5) 法人の許可を受けずに、学内で集会、演説、文書又は図画の配布若しくは掲示その他これに準ずる行為（教育研究活動及びこれに関連する活動を除く。）をしてはならない。
- (6) 法人は、前号の集会、演説、文書又は図画の配布若しくは掲示その他これに準ずる行為が、法人の正常な運営を乱すおそれがないと認めるとときは、これを速やかに許可しなければならない。
- (7) 法人の許可を受けずに、学内で當利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買をしてはならない。

(倫理の保持)

第27条 非常勤講師は、業務に係る倫理の保持に努めなければならない。

(ハラスメントの防止等)

第28条 非常勤講師は、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関する取扱いは、職員の例による。

(入構禁止又は学外退去)

第29条 法人は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、当該非常勤講師の大学内への入構を禁止し、又は大学内から退去させることができる。

- (1) 職場の風紀秩序を乱し又はそのおそれがあるとき
- (2) 火気、凶器等の危険物を所持しているとき
- (3) 衛生上有害と認められるとき
- (4) その他前各号に準じ就業に不都合と認められるとき

(出退勤)

第30条 非常勤講師は、始業時刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

2 非常勤講師は、始業時刻までに出勤することができないときは、遅滞なくその旨を所属長に届け出なければならない。

3 非常勤講師は、早退しようとするときは、その旨を所属長に届け出なければならない。

4 理事長は、前2項の届出があったときは、非常勤講師ごとに帳簿を作成し、その状況を記入するものとする。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間等)

第31条 非常勤講師の勤務時間、休日及び休暇等は、個人ごとに定める。

(育児又は介護に関する休暇等)

第31条の2 非常勤講師は、理事長に申し出たときは、育児休業、子の看護のための休暇、介護休業又は短期介護休暇を取得することができ、1日の勤務時間が6時間以上の非常勤講師は、理事長に申し出たときは、部分休業又は介護時間を取得することができる。ただし、次に規定する非常勤講師を除くこととする。

(1) 育児休業を申し出ようとする非常勤講師

ア 子の出生から57日以内の育児休業（以下「出生時育児休業」という。）の場合

- (ア) 採用後1年未満の非常勤講師
- (イ) 申出の日から57日以内に雇用関係が終了することが明らかな非常勤講師
- (ウ) 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤講師

イ ア以外の育児休業（以下「一般の育児休業」という。）の場合

- (ア) 採用後1年未満の非常勤講師
- (イ) 申出の日から1年（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第5条第3項及び第4項の申出にあっては6箇月）以内に雇用関係が終了することが明らかな非常勤講師
- (ウ) 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤講師

(2) 介護休業を申し出ようとする非常勤講師

ア 採用後1年未満の非常勤講師

イ 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな非常勤講師

ウ 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤講師

(3) 子の看護のための休暇又は短期介護休暇を申し出ようとする非常勤講師

ア 採用後6箇月未満の非常勤講師

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤講師

(4) 部分休業又は介護時間を申し出ようとする非常勤講師

ア 採用後1年未満の非常勤講師

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤講師

- 2 前項の育児休業については、育児・介護休業法の例による。
- 3 第1項の子の看護のための休暇、部分休業、介護休業、短期介護休暇及び介護時間については、職員の例による。ただし、1日の勤務時間が7時間45分に満たない非常勤講師が取得することができる部分休業の時間は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 第1号部分休業（公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等に関する規程」という。）第11条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業をいう。以下同じ。）を取得する場合 当該非常勤講師の1日の勤務時間から、5時間45分を差し引いた時間を超えない範囲内
 - (2) 第2号部分休業（育児休業等に関する規程第11条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業をいう。以下同じ。）を取得する場合 別表第2に掲げる週の所定勤務日数の区分に応じ、同表に掲げる時間を超えない範囲内
- 4 前項に規定する介護時間を申し出た非常勤講師が、第1号部分休業を取得する場合は、2時間（1日の勤務時間が7時間45分に満たない非常勤講師については、当該非常勤講師の1日の勤務時間から5時間45分を差し引いた時間）からこれらを申し出て勤務しない時間を差し引いた時間の範囲内で取得することができる。
- 5 非常勤講師が部分休業を取得できる期間は、当該部分休業に係る子が小学校就学の始期に達する日までとする。
- 6 前項に規定する部分休業を申し出ている非常勤講師が、介護時間取得する場合は、2時間（1日の勤務時間が7時間45分に満たない非常勤講師については、当該非常勤講師の1日の勤務時間から5時間45分を差し引いた時間）からこれらを申し出て勤務しない時間を差し引いた時間の範囲内で取得することができる。
- 7 育児休業及び介護休業の期間中は、報酬を支給しない。また、月額により基礎報酬を支給される非常勤講師が部分休業又は介護時間を申し出て勤務しないときは、第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、基礎報酬の額を1月平均の勤務時間数で除して得た額を減額して報酬を支給する。

第6章 研修

(研修)

第32条 所属長は、非常勤講師に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を習得させるための研修を実施することができる。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第33条 非常勤講師が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第34条 法人は、労働安全衛生法及びその他関係法令に基づき、非常勤講師の健康増進と危険防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 非常勤講師は、安全、衛生及び健康確保について、関係法令のほか、法人の指示を守るとともに、法人が実施する安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づき、必要な措置が勤務時間中に実施される場合において、理事長が特に必要と認めるときは、第20条の規定にかかわらず、報酬を減額しない。

(健康診断)

第35条 非常勤講師のうち別に定めるものには、健康診断を実施する。

- 2 前項の健康診断の実施及び実施後の措置については、公立大学法人京都市立芸術大学職員安全衛生規程（以下「安全衛生規程」という。）第2条第1項に規定する職員の例による。
- 3 第1項の健康診断を勤務時間中に実施する場合には、第20条の規定にかかわらず、報酬を減額しない。

第9章 出張

(出張)

第36条 非常勤講師は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられる。

- 2 出張を命ぜられた非常勤講師が出張を終えたときには、速やかにその旨を上司に報告しなければならない。
- 3 非常勤講師は、出張中、業務の都合又は病気その他やむを得ない事由により予定を変更しなければならないときは、速やかに上司に連絡し、その承認を得なければならない。
- 4 非常勤講師は、上司に随行した場合を除き、出張終了後速やかに復命書を作成し、提

出しなければならない。ただし、特別な事項又は軽易な事項は、口頭により復命することができる。

(旅費等)

第37条 前条に定めるもののほか、出張及び出張に要する旅費については、職員の例による。

第10章 福利厚生

(社会保障等)

第38条 非常勤講師の社会保険等の適用については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法等の定めるところによる。

(福利厚生事業)

第39条 非常勤講師の体育、文化その他厚生事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(物品の貸与)

第40条 非常勤講師は、業務に必要な物品等の貸与を受けることができる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第41条 非常勤講師の業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、災害補償に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 不服申立て

(不服申立て)

第42条 非常勤講師の不服申立ては職員の例による。

第13章 雜則

(委任)

第43条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し

必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成24年4月1日理事長決定）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月1日理事長決定）

この規則は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日理事長決定）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日理事長決定）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日理事長決定）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日理事長決定）

この規則は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年9月27日理事長決定）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日理事長決定）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日理事長決定）

1 この規則は、決定の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の公立大学法人京都市立芸術大学非常勤講師就業規則第31条の2第3項第2号に定める別表第2の適用については、同表中「10」とあるのは「5」とし、「8」とあるのは「4」とし、「6」とあるのは「3」とし、「4」とあるのは「2」とし、「2」とあるのは「1」とする。

別表第1 報酬の減額特例対象となる期間（第21条関係）

理 由	期 間
(1) 公聴会、審議会、裁判所に講師、裁判員、裁判員候補者、補充裁判員、選任予定裁判員、証人、参考人等として出席	そのつど必要と認める時間又は期間
(2) 公の選挙又は投票における選挙権の行使	同上
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断	同上
(4) 風水震、火災その他非常災害による交通の遮断	同上
(5) 風水震、火災その他天災地変による嘱託員の現住する住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内において、そのつど必要と認められる期間
(6) (3) から (5) までによる場合のほか、交通機関の事故等の不可抗力による事故	そのつど必要と認める時間
(7) その非常勤講師の所属する機関の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その停止の期間
(8) 第33条第2項の規定により職員の例によることとされる安全衛生規程第22条の規定によりB1又はB2判定を受けた場合	1日2回各々1時間以内
(9) 第33条第2項の規定により職員の例によることとされる安全衛生規程第19条第1項第1号の規定に基づく一般定期健康診断に代えて、全国健康保険協会の実施する生活習慣病予防健診のうち一般健診及び医師から追加が必要と告げられた場合の眼底検査（以下「一般健診等」という。）並びに一般健診に追加する付加健診、乳がん・子宮がん検診を受診する場合（同一年度内に（10）に規定する子宮がん検診（単独受診）を受診し、報酬を減額しないこととした場合を除く。）	必要と認める時間（受診結果を医療機関等で直接受ける時間及び受診結果に基づき再検査等を行う時間を除く。）
(10) 全国健康保険協会の実施する生活習慣病予防健診のうち子宮がん検診（単独受診）を受診する場合（同一年度内に（9）に規定する一般健診等を受診し、報酬を減額しないこととした場合を除く。）	必要と認める時間
(11) 全国健康保健協会が実施する高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に係る動機付け支援又は積極的支援の初回時面接を受診する場合	同上
(12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第18条第2項に規定する就業制限を受けた場合のうち、次のア及びイに該当する場合（当該非常勤講師がイに掲げる業務以外の業務に従事することが可能な場合を除く。） ア 感染症予防法第6条に規定する二類感染症又は三類感染症の無症状病原体保有者である場合 イ 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務（ジフテリアの無症状病原体保有者にあっては、多数の者に接触する業務を含む。）に従事する場合	感染症予防法第18条第1項に規定する通知を受けたときから、当該感染症の病原体を保有していないことが判明した時点までの間

別表第2 第2号部分休業（第31条の2関係）

週の所定勤務日数	時間数
5日	1日の勤務時間数×10
4日	1日の勤務時間数×8
3日	1日の勤務時間数×6
2日	1日の勤務時間数×4
1日	1日の勤務時間数×2